

若手技術者登用促進のための総合評価方式（土木一式工事）の試行について

第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、若手技術者（39歳以下）の登用を促進するため、以下のとおり若手技術者登用促進のための総合評価方式を試行します。

試行その1 配置予定技術者の工事实績を設定しない総合評価方式

- 1 **対象工事**
 発注業種 土木一式工事
 予定価格 5千万円以上1億5千万円未満の一部（各建設・下水道事務所発注工事）
- 2 **試行時期**
 平成28年度から試行（継続）

試行その2 配置予定技術者の工事实績の評価

1 評価項目

簡易型B

中項目	小項目	評価基準	加算点		評価内容等
			配点	小項目配点	
配置予定技術者の工事实績等	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績	評価対象工事①の実績あり	20	20	「主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績」又は「配置予定技術者の若手登用」のいずれかのうち、配点が高い項目を評価します。 【主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績】 ～省略～ 【配置予定技術者の若手登用】 ・「配置予定技術者の年齢が39歳以下」とは、配置予定技術者の年齢が公告日において39歳以下であることを指します。
		評価対象工事②の実績あり	15		
		評価対象工事の実績なし	0		
	配置予定技術者の若手登用	配置予定技術者の年齢が39歳以下	18		

簡易型A

中項目	小項目	評価基準	加算点		評価内容等
			配点	小項目配点	
配置予定技術者の工事实績等	主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績	評価対象工事①の実績あり	10	10	「主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績」又は「配置予定技術者の若手登用」のいずれかのうち、配点が高い項目を評価します。 【主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事实績】 ～省略～ 【配置予定技術者の若手登用】 ・「配置予定技術者の年齢が39歳以下」とは、配置予定技術者の年齢が公告日において39歳以下であることを指します。
		評価対象工事②の実績あり	5		
		評価対象工事の実績なし	0		
	配置予定技術者の若手登用	配置予定技術者の年齢が39歳以下	9		

- 2 **対象工事**
 発注業種 土木一式工事
 予定価格 5千万円以上1億5千万円未満（各建設・下水道事務所発注工事）
- 3 **試行時期**
 令和3年6月1日以降の公告にかかる案件から試行

試行その3 配置予定技術者の資格保有状況の評価

1 評価項目

中項目	小項目	評価基準	加算点		評価内容等
			配点	小項目配点	
配置予定技術者の資格保有状況	技術士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格	技術士、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格保有	5	20	~省略~ ・2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格は、配置予定技術者の年齢が公告日において39歳以下である場合に評価します。
		配置予定技術者の年齢が39歳以下かつ2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士の資格保有	3		
		上記以外	0		

2 対象工事

発注業種
 予定価格

土木一式工事

5千万円以上8千万円未満（各建設・下水道事務所発注工事）

3 試行時期

令和3年6月1日以降の公告にかかる案件から試行

【総合評価方式に関する問い合わせ先】

三重県県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 TEL：059-224-2696